



JASDAQ

平成 24 年 5 月 18 日

各 位

|         |                  |
|---------|------------------|
| 会社名     | 株式会社ソフィアホールディングス |
| 代表者名    | 代表取締役社長 村田 篤紀    |
| (コード番号  | 6942)            |
| 問合せ先責任者 | 取締役 吉永 正紀        |
| (TEL    | 03-5368-8883)    |

### 調停の成立に関するお知らせ

当社連結子会社であるソフィア総合研究所株式会社は、平成 21 年 12 月 16 日付「当社子会社における訴訟の提起（反訴）に関するお知らせ」にてお知らせいたしました損害賠償等請求事件について、東京地方裁判所の下で調停が成立し、平成 24 年 5 月 18 日に東京地方裁判所より調停調書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

ソフィア総合研究所株式会社（以下、「ソフィア総合研究所」といいます。）は、平成 20 年 5 月 30 日付で株式会社テラス（以下、「テラス」といいます。）との間に開発委託契約を締結し、テラスに対してソフトウェアの開発・製造を委託いたしました。

しかしながら、テラスは、ソフトウェアの成果物の納品のないままに、平成 21 年 7 月に作業費用相当額等の支払いを求めて東京地方裁判所に訴訟提起（事件番号：平成 21 年（ワ）第 26272 号）いたしました。これに対し、ソフィア総合研究所はテラスが当該契約上の義務を履行しなかったことによって同社が被った損害について、テラスに対して訴訟（反訴）を提起（事件番号：平成 21 年（ワ）第 45612 号）いたしました。

その後、東京地方裁判所の裁判官の提案を受け調停手続に入っておりましたが、平成 24 年 5 月 16 日、両社とも、紛争の長期化がもたらす人的・物的コストを勘案した結果、互いの請求を一部放棄することにより紛争の決着を図ることを優先することとし、訴訟を終結させることを合意いたしました。

なお、調停条件に基づき調停内容の詳細の公表は差し控えさせていただきますが、ソフィア総合研究所は本合意に伴い、平成 25 年 3 月期第 1 四半期会計期間（平成 24 年 4 月 1 日～平成 24 年 6 月 30 日）の個別財務諸表において特別利益として債務取崩益 10 百万円を計上する見込みであります。ソフィア総合研究所は、テラスの作業費用として当該契約に基づく買掛金 20 百万円を計上しておりましたが、本合意に基づくテラスへの支払債務額が 10 百万円に確定したことを受け、その差額を債務取崩益として計上するものであります。

以 上